



「マイナ救急」実証事業への参加について

亀山市は、救急業務の迅速化・円滑化を図るため、総務省消防庁が全国展開するマイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ救急実証事業に参加します。

この実証事業に参加することで、市民の皆さんが、救急車を呼んだ際に意識が無いときや会話ができないとき、痛みで話すのが辛いときなどにマイナ保険証を読み取ることで、救急隊員に説明する負担を軽減できるとともに、かかりつけの病院や処方されているお薬などの正確な情報を把握することにより、搬送先医療機関への情報伝達に要する時間を短縮でき、救急業務の円滑化が図られるなど、市民の安心・安全につながることを期待されます。

本市での実証事業は、総務省消防庁から専用のタブレット端末やカードリーダーなどの機器が配備された後に開始することとしており、本市における「マイナ救急」実証事業の開始は、今年の10月1日からとなります。

なお、マイナンバーカードを救急要請時に利用するためには、マイナ保険証の登録が必要となりますので、市民の皆さんには、マイナ救急の実証事業の開始に備えて、マイナンバーカードと保険証を紐づけるとともに、日ごろから携行していただきたいと思えます。

また、個人情報の取り扱いには最大限の配慮を行い、セキュリティ面でも厳格な管理体制のもとで運用を行ってまいります。

今後も、傷病者の救命率向上や救急業務の迅速化・円滑化を図るため、救急隊員の知識・技術の更なる向上や関係機関等との連携強化など、救急体制の充実強化に努めてまいります。

なお、マイナ救急の流れやマイナ救急で医療情報を活用するために必要な準備などについて詳しくは別紙資料のとおりです。